

4 申告の必要がない方

- 年末調整の済んだ給与所得のみで、勤務先から茨城町に「給与支払報告書」が提出されている方
 - 町内在住の方の税法上の扶養となっている方（健康保険組合等、保険証の扶養とは異なります）
 - 公的年金のみを受給している方で、次に該当する方
 - ・公的年金収入金額が年間9万8千円以下の65歳未満の方
 - ・公的年金収入金額が年間14万8千円以下の65歳以上の方
- ※所得税の確定申告を税務署に提出される方は、町民税・県民税の申告は不要です。

●の方は申告しなくても非課税です！

5 町の申告会場で受付できない申告（水戸税務署等で申告してください）

- 青色申告（決算書等が作成済で、申告書だけの場合もできません）
 - 収用以外の譲渡所得、配当所得、FX等、先物取引に係る雑所得
（上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る申告で、確定申告と異なる課税方法の選択をされる場合は確定申告の控えを町申告会場までお持ちください）
 - 新規に住宅借入金等特別控除を受ける方、新規ではないが借換えがあった方、連帯債務のある方の申告
 - 増改築、特定改修、認定長期優良住宅等による特別控除
 - 相続税申告、贈与税申告、消費税申告
 - 相続または贈与税に係る生命保険契約や損害保険等に基づく年金による所得の申告
 - 「確定申告書控」に税務署の收受日印が必要な方
- その他複雑な申告につきましても、税務署へご案内させていただく場合があります。



Q&A

Q 税法上の扶養といいますが、健康保険組合等、保険証の扶養とは違うのですか？

A 税法上の扶養は、年ごとに、年末調整や申告で扶養控除の適用をすることです。健康保険組合等、保険証の扶養になっていることはありません。健康保険組合等の扶養については、勤務先の担当者にお問い合わせください。

Q 町民税・県民税と住民税、所得税はどう違うの？

A 所得税は国税です。町民税・県民税と住民税は同じもので地方税です。
 ・所得税 源泉徴収され、年末調整や確定申告により確定
 ・町民税・県民税 前年の所得を元に算出され、翌年度課税（いわゆる後払い）

Q 私は給与収入のほかに、原稿料として年間で19万円の副業があります。申告は必要ですか？

A 町民税・県民税申告が必要です。所得税は所得の発生した時点で源泉徴収されている等の理由から、確定申告は不要です。

A 町民税・県民税は、申告により他の所得と合算して税額を算出しますので、副業で20万円以下の所得であっても町民税・県民税申告が必要です。

2 利用者識別番号の取得について

○申告受付をする前に利用者識別番号を取得していただきます。事前に自宅のパソコンまたはスマートフォンから即時で取得ができますので、事前取得のご協力をお願いします（申告待合室でも取得ができます）。

検索方法 「国税庁 利用者識別番号 取得」で検索
 URL：http://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm



Q 利用者識別番号とはなんですか？

A 電子的に申告をするときに必要な16ケタの番号です。町申告会場で電子申告をすることで、還付が発生したときに還付が早くなる、書類の添付が必要なくなる場合があります。利用者識別番号は、1人につき1つ必要で、転居しても原則同じ番号を使用できます。

3 申告に必要な書類・持ちもの

役場での申告は、聞き取りのうえ、職員がパソコンで申告書を作成・出力します。

	項目	備考	チェック
申告するすべての方	個人番号のわかる次の書類のいずれか ・通知カード ・マイナンバーカード ・個人番号記載の住民票等	申告者本人、扶養親族、専業従事者のもの 毎年、申告のたびに提示してください。	
	本人確認ができるもの	運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード等	
	印鑑（朱肉を使う印鑑）	三文判や認め印	
該当のある方	源泉徴収票（令和元年分）	給与・年金所得者	
	収支内訳書 領収書等 科目別に経費が記載された帳簿	営業・農業・不動産所得者 前年1月～12月までに支払ったもの 固定資産税、軽自動車税、土地改良費の額等、あらかじめ納税通知書や領収書を元に帳簿に記載したものを ご用意ください。	
	支払調書 個人年金等の受け取りの証明書		
	利用者識別番号 申告案内ハガキや申告書	利用者識別番号がわかる書類	
	申告者本人の還付口座のわかるもの	金融機関の通帳、キャッシュカード等	

受けたい控除の名称	持ちもの	チェック
医療費控除	医療費控除の明細書（税務署指定の様式は町ホームページにも掲載しています。医療機関や薬局で発行される明細ではありません） 医療費のお知らせ等（保険証の健康保険組合等で発行されたもの） 領収書 高額療養費や保険金等、補てんされた額が確認できるもの	
社会保険料控除	前年1月～12月までに支払ったものの領収書、証明書等	
寄附金控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除	前年1月～12月に支払ったものの控除証明書 契約書・証書・領収書ではありません	
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳	
勤労学生控除	学生証、在学証明書等	
住宅借入金等特別控除 （新規に受ける場合は町では受付できません）	借入金の年末残高証明書 住宅借入金等特別控除申告書（税務署から送られてきたもの）	

- 寡婦（夫）控除、配偶者（特別）控除、扶養控除については、申告時にお申し出ください。
- 町外居住者の扶養控除は、該当者の個人番号、所得のわかるもの（なければ不要）、生年月日、住所（該当があれば障害者手帳等）が必要です。
海外居住者の扶養控除は、このほかに親族関係書類・送金関係書類（それぞれ日本語に訳したもの）もお持ちください。
- その他、申告に必要なと思われる書類につきましては、各自お持ちください。